第１回　田川市新庁舎整備基本構想検討委員会

日　時：令和７年１１月７日（金）１４：００～

場　所：田川市役所　庁議室

１　開　会

２　辞令交付（席上配布）

３　市長あいさつ

４　委員紹介

５　事務局、委託業者紹介

６　議　事

⑴　委員会設置要綱の説明及び会長、副会長の選任について

⑵　諮問書の交付

⑶　報告事項①　申し合わせ事項の確認

⑷　報告事項②　委員会のスケジュール

⑸　審議事項①　基本構想（案）の審議

第１章　田川市役所の現状と課題の整理

第２章　新庁舎建設の必要性

７　その他

・次回会議日程

８　閉　会

田川市新庁舎整備基本構想検討委員会傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、田川市新庁舎整備基本構想検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第２条　傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の３０分前から開催予定時刻までの間に会場の前において、会議を傍聴しようとする者が受付簿（別記様式）に住所及び氏名を記入することで行う。

２　傍聴者の定員は、会場の規模に応じて定める。

３　会議を傍聴しようとする者が傍聴人の定員を超えたときは抽選により傍聴人を決定する。

４　傍聴人には、原則として会議で使用するものと同じ会議資料を配布する。ただし、図面、地図、写真、報告書その他配布することが困難なものについてはこの限りでない。

（会場に入ることができない者）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

⑴　酒気を帯びていると認められる者

⑵　凶器その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

⑶　貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

⑷　鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

⑸　楽器、ラジオその他音声を発する鳴物等を携帯している者

⑹　前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第４条　傍聴人は、会場において、次の事項を守らなければならない。

⑴　会議における言論に対して､拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

⑵　飲食又は喫煙をしないこと。

⑶　みだりに席を離れないこと。

⑷　携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。

⑸　他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

⑹　その他会議の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第５条　傍聴人は、会場において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第６条　傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第７条　会長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

２　前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

附　則

この要領は、令和７年１１月７日から施行する。

別記様式（第２条関係）

傍　聴　受　付　簿

会議の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

傍聴人の定員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人＿＿＿＿＿

住　　所	氏　　名	備考

※　傍聴しようとする者が傍聴人の定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定します。

田川市新庁舎整備基本構想検討委員会　委員名簿

（敬称略、氏名五十音順）

委員氏名	選出団体等
伊藤　基樹	田川市 PTA 連合会　会長（猪位金学園 PTA 会長）
津島　潔	田川商工会議所　副会頭
寺田　未来	公益社団法人　田川青年会議所 未来に繋ぐ防災委員会　委員長
中田　ヨンジュ	田川市区長会　会計
永井　かほる	金川小学校 PTA　母親代表
平畑　尚史	社会福祉法人　田川市社会福祉協議会　事務局長
二場　浩隆	田川市区長会　会長
渕上　貴代	近畿大学　産業理工学部　講師
安永　彰	田川市区長会　専務理事
依田　浩敏	近畿大学　産業理工学部 学部長
四本　直良	大浦小学校 PTA 会長
米安　真由美	田川商工会議所　女性会会長

全１２名

田川市新庁舎整備基本構想検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　田川市新庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たって、市民の意見を幅広く聴取し、専門的な見地を含め必要な事項を協議するため、田川市新庁舎整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

⑴　新庁舎の建設に伴う基本構想の策定に関する事項（候補地、規模、機能等）

⑵　その他基本構想の策定に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１２人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験者

⑵　公共的団体等が推薦する者

⑶　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から第２条に規定する市長への報告が終了するまでの間とする。

２　委員が欠けたときは、市長は、速やかに補欠の委員を委嘱し、又は任命するものとする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第８条　会議は、原則として公開する。

２　会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、総務部財産活用課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年７月３１日から施行する。

田川市新庁舎整備基本構想検討委員会における申し合わせ事項

1　会議は、原則として公開する。

2　会議録はホームページ上で公開する。

3　協議時間は、概ね２時間以内とする。

4　開催通知は、メール又は郵送での送付とする。

5　欠席する場合は、前日までに事務局へ連絡する。（緊急時は当日の連絡で可）

※　代理出席は不要

［連絡先］

田川市総務部財産活用課財産活用係

電話：0947-85-7108

Mail：z.katsuyou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

新庁舎建設に向けたながれ

工程	内容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
①基本構想 （２年）	**新庁舎建設の大まかな方向性を決定する段階** ・新庁舎建設の必要性の確認 ・建設の基本理念や目標の設定 ・概算の予算規模の検討 ・建設予定地の選定 ・概略のスケジュール作成							
②基本計画 （１年）	**基本構想を具体化し、建設の骨格を決める段階** ・庁舎の規模（延床面積）の決定 ・必要な機能や設備の検討 ・配置計画や動線計画の作成 ・より詳細な事業費の算出							
③基本設計 （１年）	**建物の具体的なイメージを固める段階** ・建物の配置や形状の決定 ・各階の平面図の作成 ・外観デザインの検討 ・構造形式の決定 ・概算工事費の算出							
④実施設計 （１年）	**実際の建設工事に必要な詳細な図面を作成する段階** ・工事に必要な詳細図面の作成 ・細部の仕様の決定（内装材、設備機器など） ・正確な工事費の算出 ・工事スケジュールの確定							
⑤建設工事 （２～４年）	**建物、電気、給排水、造成、外構工事や既存庁舎の撤去工事**							

※本スケジュールについては、現段階の想定であり、各計画等の検討段階で詳細が決定していくため、今後の各過程の検討状況や進捗状況によっては変更になる可能性がある。

基本構想策定のながれ

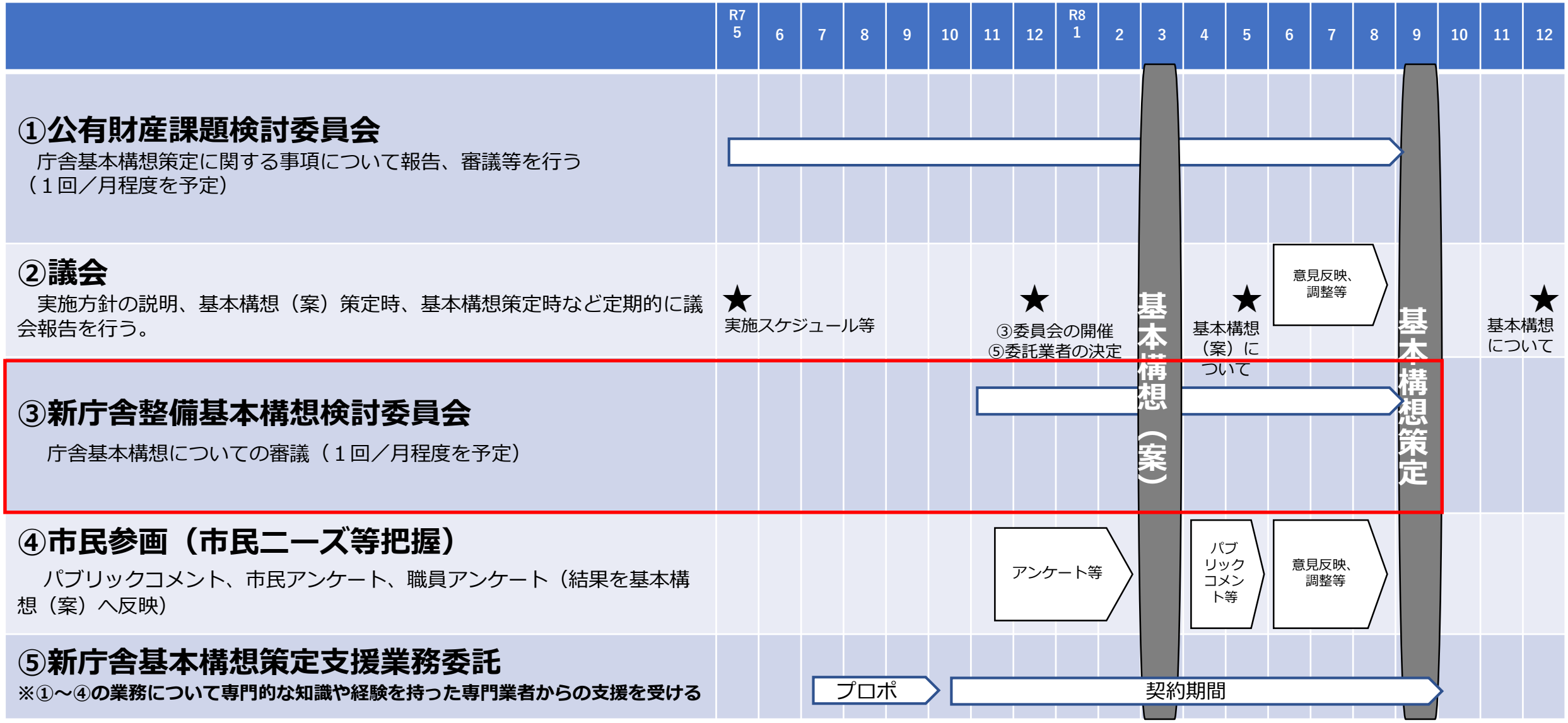

※本スケジュールについては、現段階の想定であり、進捗状況によっては変更になる可能性がある。

田川市新庁舎整備基本構想　構成（案）

第１章　　田川市役所の現状と課題の整理

第２章　　新庁舎建設の必要性

第３章　　新庁舎建設の基本方針

第４章　　新庁舎の必要機能、規模

第５章　　新庁舎の建設位置

第６章　　新庁舎の事業手法及び概算事業費

第７章　　新庁舎の事業スケジュール

第１章　田川市庁舎の現状と課題の整理

１．現庁舎の概要

現庁舎の敷地内には、昭和４１年度に建設された庁舎本館及び別館の２棟があります。建築後約６０年が経過し、老朽化が進んでいる状況です。

図 1-1　現庁舎の位置（地理院地図（航空写真）（国土地理院）を利用して表示）

２．現庁舎の状況

現庁舎は、鉄筋コンクリート造の本館、別館が昭和４１年度に建設されており、このうち本館は、狭あい化などの問題を解決するため平成６年度に福祉事務所面接室を増築した後、さらに平成１３年度に、１階大会議室、保健福祉課、子育て支援課などが配置されたスペースの増築を行いました。主に１階に窓口部署が集約されておりますが、スペースの都合から税務課は２階に配置されています。また、別館には田川広域水道企業団や環境政策課が配置されているほか、車庫や書庫として活用しています。

建物名称	建築年月	経過年数	構造	階層	延床面積
①　庁舎本館	S42.1	58 年	RC 造	5 階	6,937.0 ㎡
②　庁舎本館 増築部（福祉事務所面接室）	H7.3	30 年	S 造	－	42.0 ㎡
③　庁舎本館 増築部（大会議室等）	H13.6	24 年	S 造	－	512.62 ㎡
④　庁舎本館 増築部（授乳室等）	H22.10	14 年	S 造	－	31.45 ㎡
⑤　庁舎別館	S42.10	58 年	RC 造	2 階	1432.90 ㎡
				計	8,955.97 ㎡

図 1-2　市庁舎の建物概要　※RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨造

図 1-3　①庁舎本館

図 1-4　②庁舎本館 増築部
（福祉事務所面接室）

図 1-5　③庁舎本館 増築部
（大会議室等）

図 1-6　⑤庁舎別館

○　現庁舎本館平面図

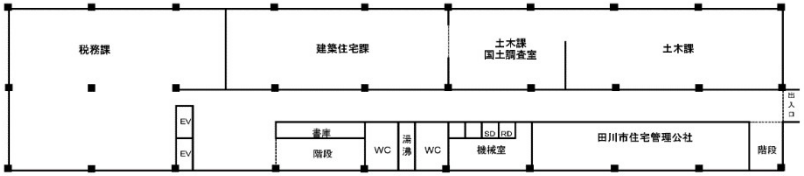

２階

屋上階

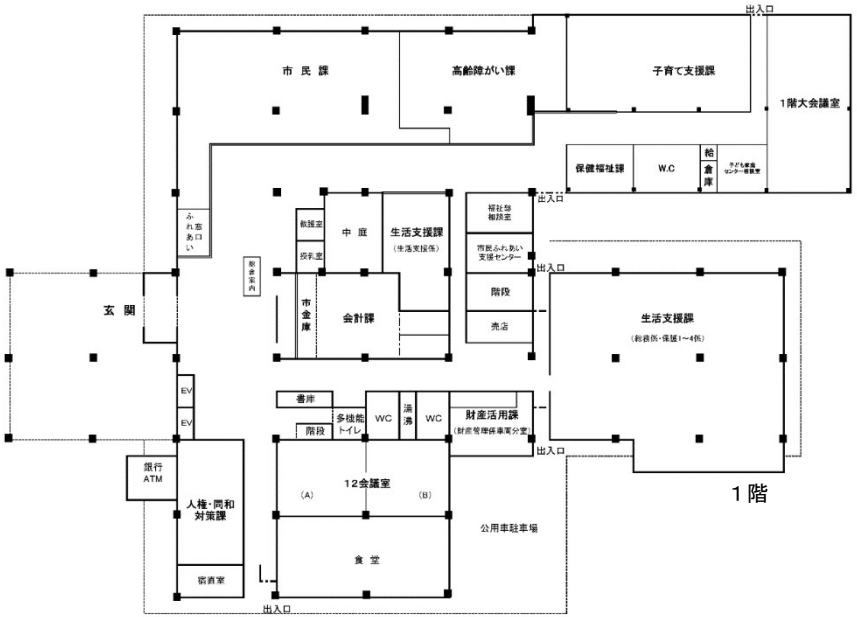

１階

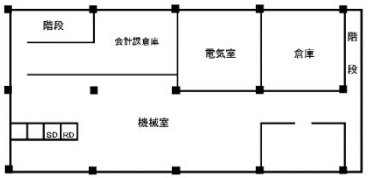

地下１階

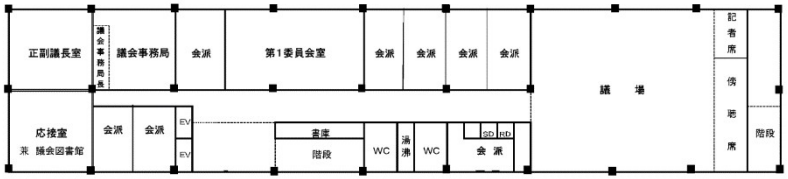

５階

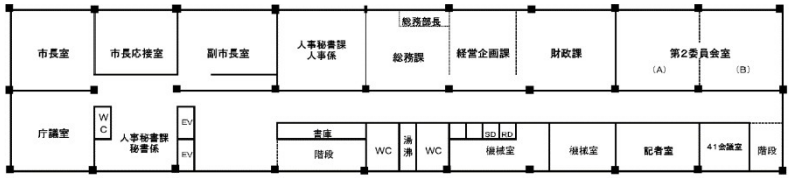

４階

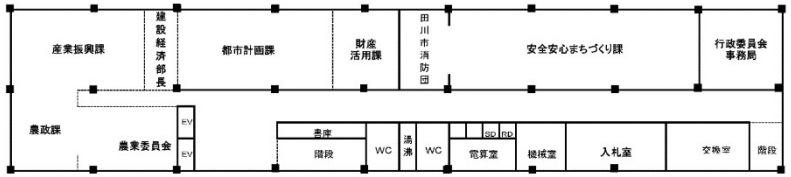

３階

○　現庁舎別館平面図

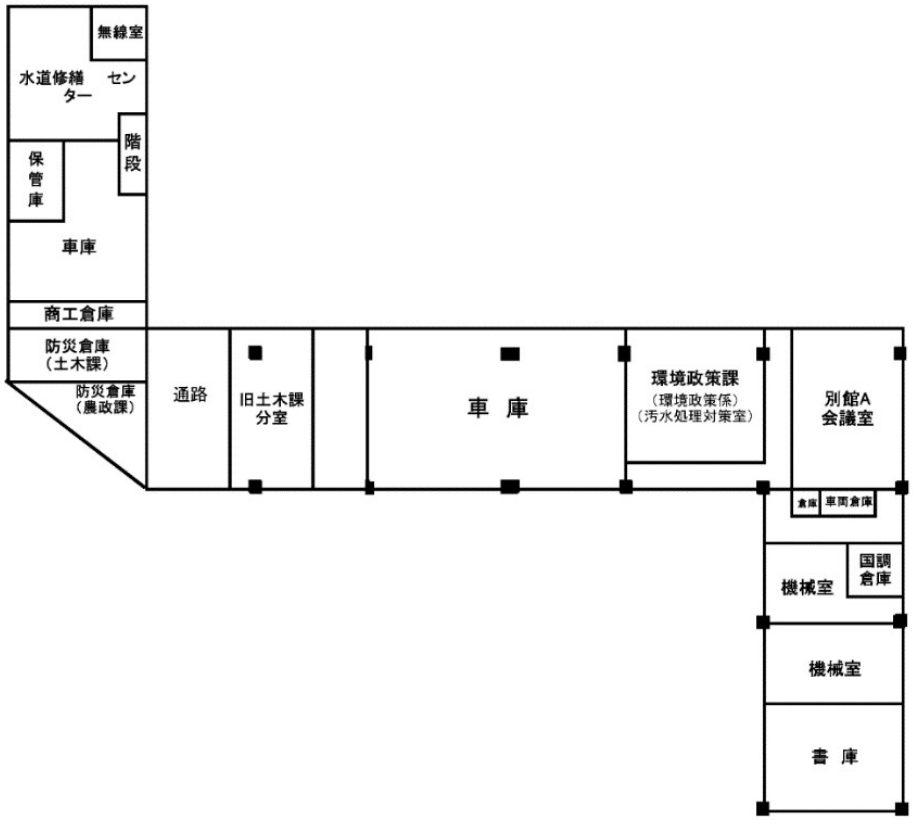

１階

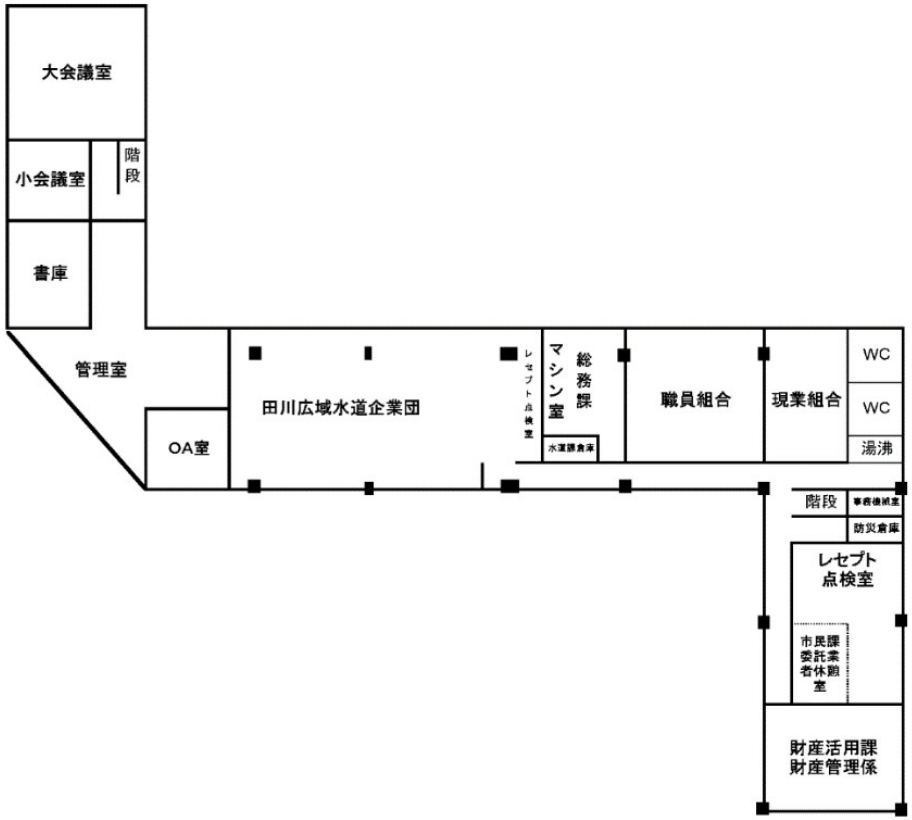

２階

３．現庁舎の課題

⑴　耐震性の不足

ア　耐震診断（平成１９年度、２０年度）及び耐震補強工事の実施

現庁舎本館及び別館については、平成１９年度から平成２０年度にかけて耐震診断を行いました。診断結果は、構造耐震指標（Ｉｓ値）の最低値が、本館は０．２９、別館は０．８０でした。Ｉｓ値０．３未満の建物は、国の基準では、「地震の震度及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」とされています。この結果を受け、現庁舎本館は、平成２１年度から２２年度にかけて、約５，６００万円で耐震補強工事を行いました。当初は、文部科学省の基準と同等のＩｓ値０．７０以上に引き上げることを検討しましたが、工事が長期間となること、仮庁舎が必要となること、費用が高額となること等を理由に断念しました。

そこで、現庁舎本館のＩｓ値の目標値を０．３３以上とする改修設計を行い、Ｉｓ値が０．３未満の危険箇所を中心に、部分的な耐震改修として、耐震壁や鉄骨ブレスの設置、柱のコンクリート補強を行いました。その結果、現庁舎本館のＩｓ値は０．４１に引き上げられました。

構造耐震指数及び保有水平体力に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
Is 値が 0.6 以上	地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する**危険性が低い**
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する**危険性がある**
Is 値が 0.3 未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する**危険性が高い**

図 1-7　構造耐震指標 Is 値についての評価
「建築物の耐震寝台及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針」（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号）別表第 6 抜粋

Is 値（構造耐震指標）とは、建物の耐震性能を表す指標です。耐震診断によって算出され、数値が大きいほど耐震性能が高いと評価されます。
なお、Is 値は、建物の強度、形状、経年劣化などを考慮して算出されます。

イ　大規模な地震の発生

平成２３年３月に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード９．０、最大震度７を記録しました。また、平成２８年４月に発生した熊本地震では、マグニチュード７．３、最大震度７を記録しました。

このような大規模地震では、災害対策本部が置かれた庁舎で、耐震安全性の不足により庁舎が使用不能となり、災害応急対策に支障となる事例がありました。そのため、災害時の地方公共団体の業務継続性の観点から、庁舎の耐震安全性の確保に取り組む必要性がより指摘されるようになりました。

ウ　耐震診断の実施（令和元年度、２年度）

庁舎の耐震安全性の確保に取り組む必要性がより指摘されるようになったことを踏まえ、庁舎の耐震改修計画を立案するため、新たな基準により、あらためて耐震診断を実施しました。

耐震診断は、前回の耐震診断及び耐震補強工事の結果、耐震性が不足している庁舎本館のみを対象に行いました。各階ごとのＩｓ値は、次のとおりです。この結果を見ると、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性がある。」とされるＩｓ値が０．３以上０．６未満の場所が複数あり、特にＹ方向への耐震性が弱いことが分かります。

なお、階ごとに数値を算出しますが、１つでもＩｓ値の値が基準値を下回っている場合、その建物全体として耐震性能が不足していると判断されます。

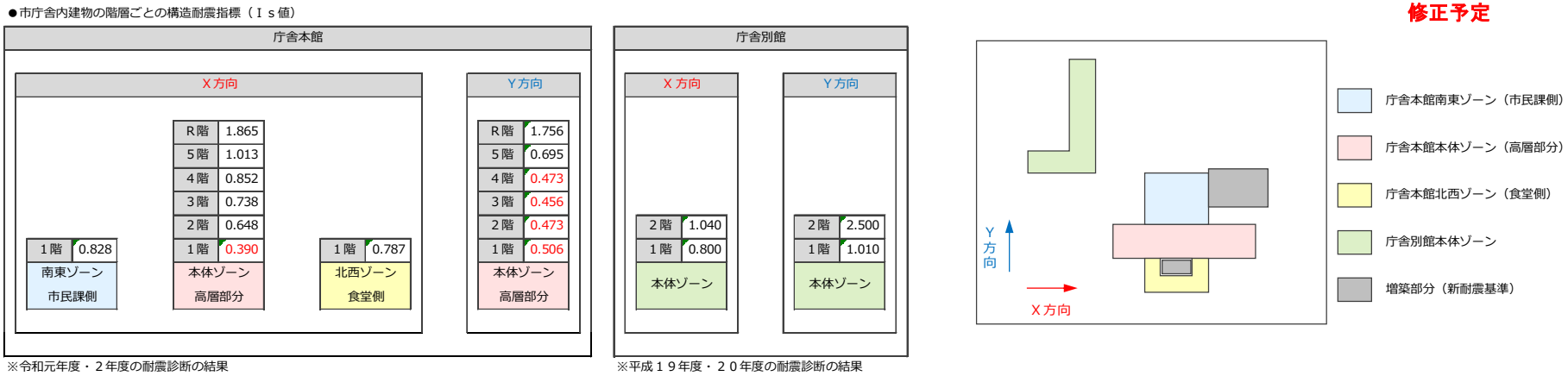

図 1-8　現庁舎の階層毎の構造耐震指標（Is 値）

⑵　老朽化

築５０年以上経過した現庁舎は、クラック（ひび割れ）や鉄筋の露出、床の傾き、手摺部分など建物本体（構造躯体）の劣化が進行している状況です。屋上防水、外壁面のタイルなどの老朽化により、雨漏りなどの被害が発生しており、定期的に改修や修繕を行っていますが、対策として万全であるとは言えない状況です。

また、電気設備や空調、衛生、給排水設備等についても同様に劣化が進行したため、空調や給排水設備等については可能な範囲で改修を行ってきましたが、現在も月１回程度排水管で詰まりが発生しています。今後はさらに老朽化が進み、光熱水費や維持管理費増加の要因となっていくことが予想されます。なお、エレベーターについても改修工事から２０年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。さらに、平成２１年、２４年に建築基準法が改正され、地震時等管制運転装置、戸開走行保護装置、地震時の安全対策等において是正が必要な既存不適格の状態となっています。

図 1-9　クラックの入った壁面

図 1-10　鉄筋が露出したコンクリート

図 1-11　外壁の老朽化

図 1-12　床が傾いている廊下

図 1-13　雨漏りによる天井のシミ

図 1-14　コンクリートが剥落した手摺固定部

図 1-15　改修を重ねた屋上防水

図 1-16　旧式のため補修できない照明器具

⑶　狭あい化

行政ニーズの多様化や、国や県からの権限移譲による事務量の増加等により、現庁舎の狭あい化が進み、執務や文書保管スペースをはじめ、窓口及び待合スペースにあまり余裕がありません。また、文書の電子化が進んではいますが、文書などを保管する倉庫が不足していることから、機械室の一部にも物品等を一時的に保管している状況です。さらに、会議室等の不足も大きな問題となっており、選挙の期日前投票所の開設と確定申告が重なった場合などは、これらの行事も含めた会議室の確保に苦慮している状況です。

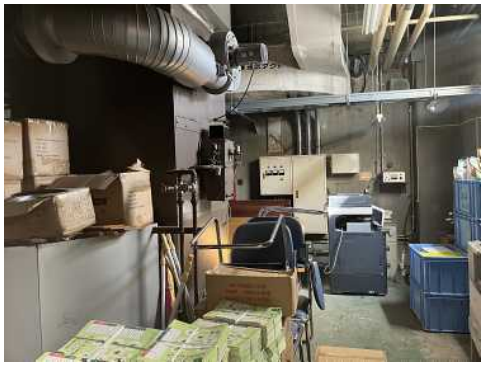

図 1-17　保管庫として使用されている機械室

図 1-18　多くの収納棚等が置かれた階段下部分

⑷　分散化

教育委員会、保健センター、男女共同参画センター等の施設が現庁舎敷地以外に分散しており、市民の利便性が損なわれている状況となっています。職員についても会議や決裁などの際、これらの施設と現庁舎間を移動する必要があるなど、業務効率の低下の要因となっているほか、施設の維持管理経費がそれぞれで必要となること、公用車や職員の配置などで分配する必要があることなど、分散化は業務効率化について大きな課題となっています。

また、現庁舎においても市民の利用が多い税務課の窓口が 2 階にあるなど、現庁舎内だけで手続きが完結する場合でも動線上の問題があると考えています。さらに現庁舎敷地内でも本館と別館の間に歩行者動線が整備されていないため、本館と別館を行き来する歩行者と車両の動線が交錯し、安全上に問題があります。

図 1-19　本庁舎と離れた場所にある教育委員会

図 1-20　歩行者の動線が確保されていない本庁舎敷地

⑸　ユニバーサルデザイン

現庁舎建設時にはバリアフリーなど福祉への配慮といった考え方や制度が整っていなかったため、トイレ等の水廻りをはじめ、建物の根本的な部分における課題があります。また、田川広域水道企業団の窓口が配置されている現庁舎別館にエレベーターがなく、階段は急勾配のため主動線がバリアフリーに対応できていません。授乳室は完全に仕切られていないため、プライバシーが確保できておらず、音声ガイドなどの障がいに応じた庁舎案内も十分に整備されていません。このように、子連れの方や障がいをお持ちの来庁者への配慮が不足している状況です。

	本館	別館
敷地内通路	○	○
出入口幅	○	○
廊下幅	○	△
傾斜路	○	○
階段 ※踏面・蹴上・幅を計測	△ 誘導基準には 不適合	△ 誘導基準には 不適合
エレベーター	△ 内法 135cm 以下	×
点字ブロック	○	×
トイレ（低リップ型小便器）	○	○
トイレ（小便器手すり）	△ 1 階のみ	×
オストメイト	○	×
多目的トイレ	△ 1 階のみ	×
授乳室	△ プライバシーが確保 されていない	×
車いす用駐車場	○	△

○:対応あり　　△：対応はあるが不十分　×：対応なし　　ー：対象外

図 1-21　既存建築の福祉のまちづくり条例適合リスト

図 1-22　勾配が急な階段

図 1-23　ドアが設置され使いづらいトイレ

図 1-24　補助手すりが設置されていない一般トイレ

図 1-25　プライバシー確保が十分ではない授乳室

⑹　防災拠点としての機能不足

庁舎には危機管理機能を備えた防災拠点として復旧活動等の役割を担う必要がありますが、現庁舎には非常用発電機が十分に整備されておらず、停電時においては機能が制限されてしまうため、業務継続計画において深刻な問題を抱えています。また、現庁舎の機械室は地下１階に整備されています。現庁舎は高台に位置しているため、河川の氾濫や洪水等の影響は受けにくいですが、浸水対策が十分ではなく、一時的な集中豪雨などにより地下の機械室に水が浸入した場合、庁舎機能の一部が停止する可能性があります。

⑺　DX への対応

令和４年１２月に「田川市 ABCD 宣言（デジタルチャレンジ宣言）」を行い、DX の推進を進めていますが、施設の部分で追いついていないことが多く DX への対応が遅れることが危惧されます。執務スペースはフリーアクセスフロアに対応できていないため、OA 機器の配線が複雑化し、機器配線による段差やコンセント不足などが生じております。

図 1-26　配線のため凹凸のある執務室の床

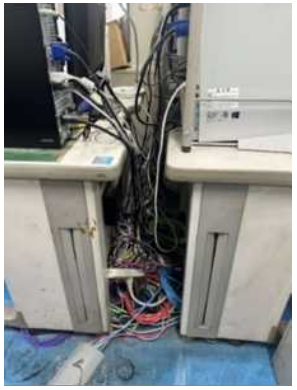

図 1-27　配線が集中している机の裏側

⑻　環境への配慮

執務空間には積極的に窓が設けられ、明るい空間となっていますが、高性能ガラスや複層ガラスではないため、断熱性や気密性、日射遮蔽性が低い状況です。空調改修や照明改修など設備の更新を行いましたが、建物自体の断熱性能が低いため、エネルギー損失が大きい状況です。

図 1-28　断熱性や気密性に乏しいサッシ窓

第２章　新庁舎建設の必要性

本章では、新庁舎建設の必要性について詳述します。現庁舎の耐震性能不足、老朽化による維持管理コストの増大、バリアフリー対応の不十分さ、業務効率の低下など、現状の問題点から、現庁舎の耐震改修等を行うのではなく、新庁舎建設が最適な解決策であることを説明します。

現庁舎の最も深刻な問題点は、耐震安全性が不足しているということです。第１章でも記載をしていますが、庁舎本館では、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性がある。」とされるＩｓ値が０．３以上０．６未満の場所が複数あります。これは、現庁舎を利用する市民の皆さんや、現庁舎で活動する議員や職員の人命に直結します。さらに、本市の防災の拠点である市役所が地震の影響で使用できなくなると、発災時の災害対応に支障をきたすなどとても大きな問題です。

１．現庁舎の耐震化の検討

⑴　庁舎に求められる耐震安全性

官庁施設は、来訪者等の安全を確保するとともに、大規模地震発生時に災害応急対策活動の拠点として機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保する必要があります。そのため、国土交通省では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を定めています。

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成２５年制定）

○　耐震安全性の目標は、官庁施設の有する機能や被害を受けた場合の社会的響等を考慮した施設の重要度に応じて、構造体、建築非構造部材及び建築設備について定め、総合的な耐震安全性を確保する。

○　構造体の耐震安全性の目標

分類	対象施設	耐震性安全性の目標	重要度係数	構想耐震判定指標値（Is 値）
Ⅰ類	災害時の指揮・情報伝達等の拠点となる施設	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.5	0.90 以上
Ⅱ類	Ⅰ類以外の庁舎・消防署及び学校等の避難施設	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	1.25	0.75 以上
Ⅲ類	Ⅰ類・Ⅱ類以外の施設	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	1	0.60 以上

図 2-1　国土交通省による官庁施設の耐震安全性確保の目標　※主体構造部のみを抜粋

⑵　イ　耐震化の検討

現庁舎の耐震安全性をＩｓ値０．９０に引き上げるには、大規模な改修工事が必要となり、仮庁舎を設置する必要があります。そこで、令和元年度及び２年度に耐震診断・耐震補強計画立案業務委託を実施し、右の図のとおり整理した４つの案について比較検討を行いました。

		耐震補強工事の工事手法	
		耐震工法	制振工法
仮庁舎の位置	旧市立病院敷（3,500 ㎡のプレハブを 2 棟設置）	A 案	B 案
	旧中央中学校敷（校舎、体育館を改修して使用し、3,500 ㎡のプレハブを 1 棟設置）	C 案	D 案

図 2-2　4 つの整備手法

「耐震工法」と「制振工法」による施工箇所については、次ページの図のとおり各階に多くのブレースや耐震壁等の設置が必要となることから、執務室が分断されたり、机等の配置に支障があったりします。特に「耐震工法」は、執務室の分断箇所が多くあります。

また、費用の面については、令和２年度に算定した概算の金額では、耐震工法でも１２．９億円から１５．６億円程度で、制震工法では２６．８億円から２９．７億円程となり、いずれもかなり高額となりました。さらに、耐震改修等を行う方法では、建物や設備の老朽化、執務室等の狭あい化、ユニバーサルデザイン、窓口等のプライバシーの配慮等の諸課題には対応できません。

案 / 概算工事費	A 案	B 案	C 案	D 案
	旧市立病院敷に仮庁舎を配置		旧中央中学校に仮庁舎を設置	
	耐震工法	制振工法	耐震工法	制振工法
耐震補強費	6.6 億円	19.5 億円	6.6 億円	19.5 億円
内外装改修費	1.5 億円	2.1 億円	1.5 億円	2.1 億円
設備改修費	0.4 億円	0.6 億円	0.4 億円	0.6 億円
仮庁舎リース費	7.0 億円	7.4 億円	4.0 億円	4.2 億円
校舎等改修費	—	—	0.3 億円	0.3 億円
引越費	0.1 億円	0.1 億円	0.1 億円	0.1 億円
合計	15.6 億円	29.7 億円	12.9 億円	26.8 億円

図 2-3　各案の概算工事費（令和２年度に算定した金額）

○　耐震工法による補強箇所

耐震工法とは、建物自体の構造強度を高めることで、地震力に耐える工法です。構造強度を高めるために RC 柱補強、鉄骨ブレース（マンサード型）、鉄骨ブレース（V 型）、耐震壁等の構造補強材を設置する必要があります。

２階から５階にかけて設置する耐震壁により、４階の総務課、３階の都市計画課、２階の建築住宅課は執務室内が分断されます。また、４階の経営企画課、３階の産業振興課、２階の税務課、土木課、１階の保健福祉課は、鉄骨ブレース（マンサード型）の設置により、机等の配置に制約が生まれます。

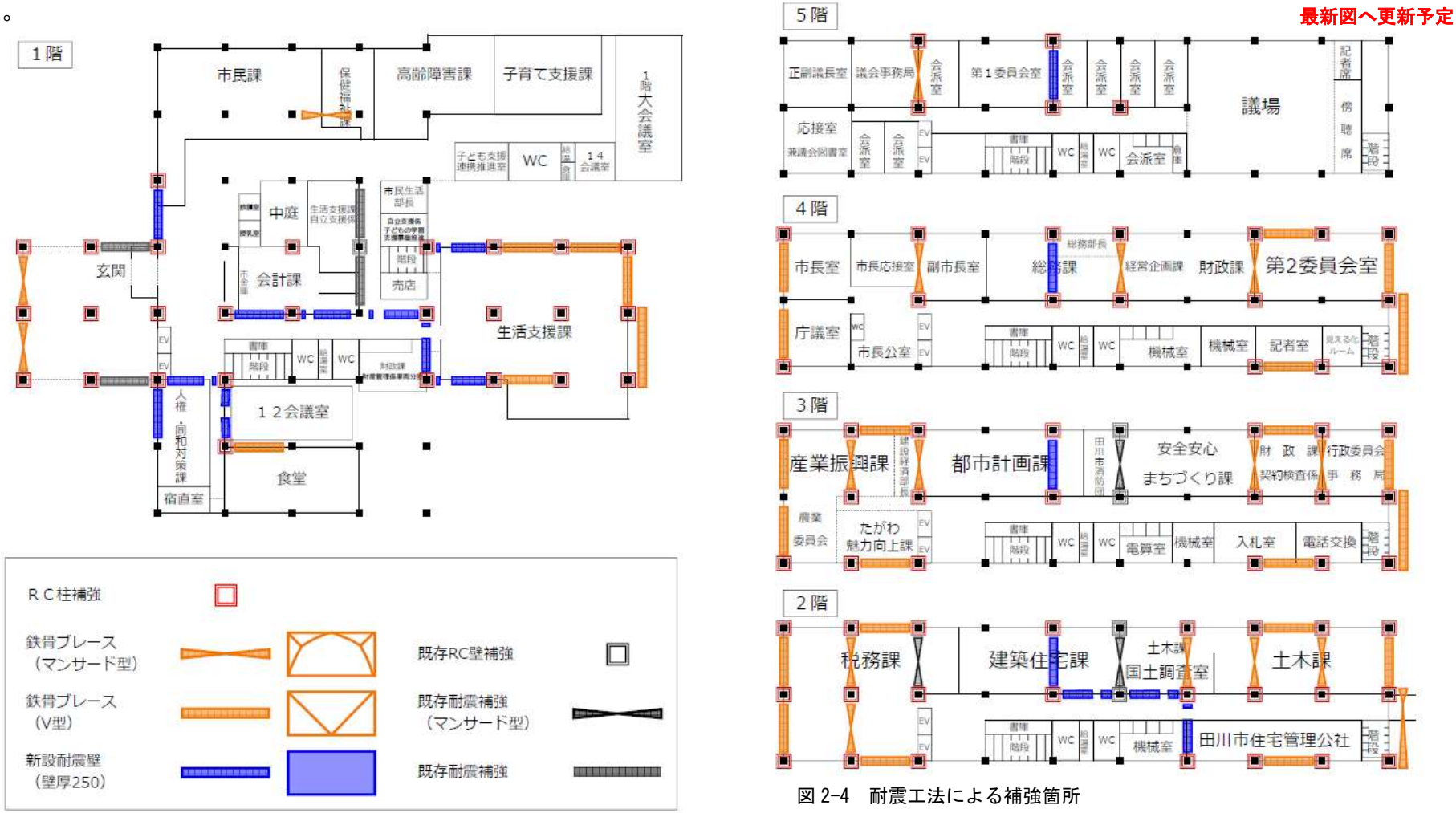

図 2-4　耐震工法による補強箇所

○　制振工法による補強箇所

制振工法とは、油圧ブレース等の制振装置を設置することで地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを抑える工法です。

油圧ブレースの設置により、４階の経営企画課と総務課の間、３階の都市計画課、都市計画課と産業振興課の間は、机等の配置に支障があります。また、２階の建築住宅課、土木課は執務室内が分断されます。

最新図へ更新予定

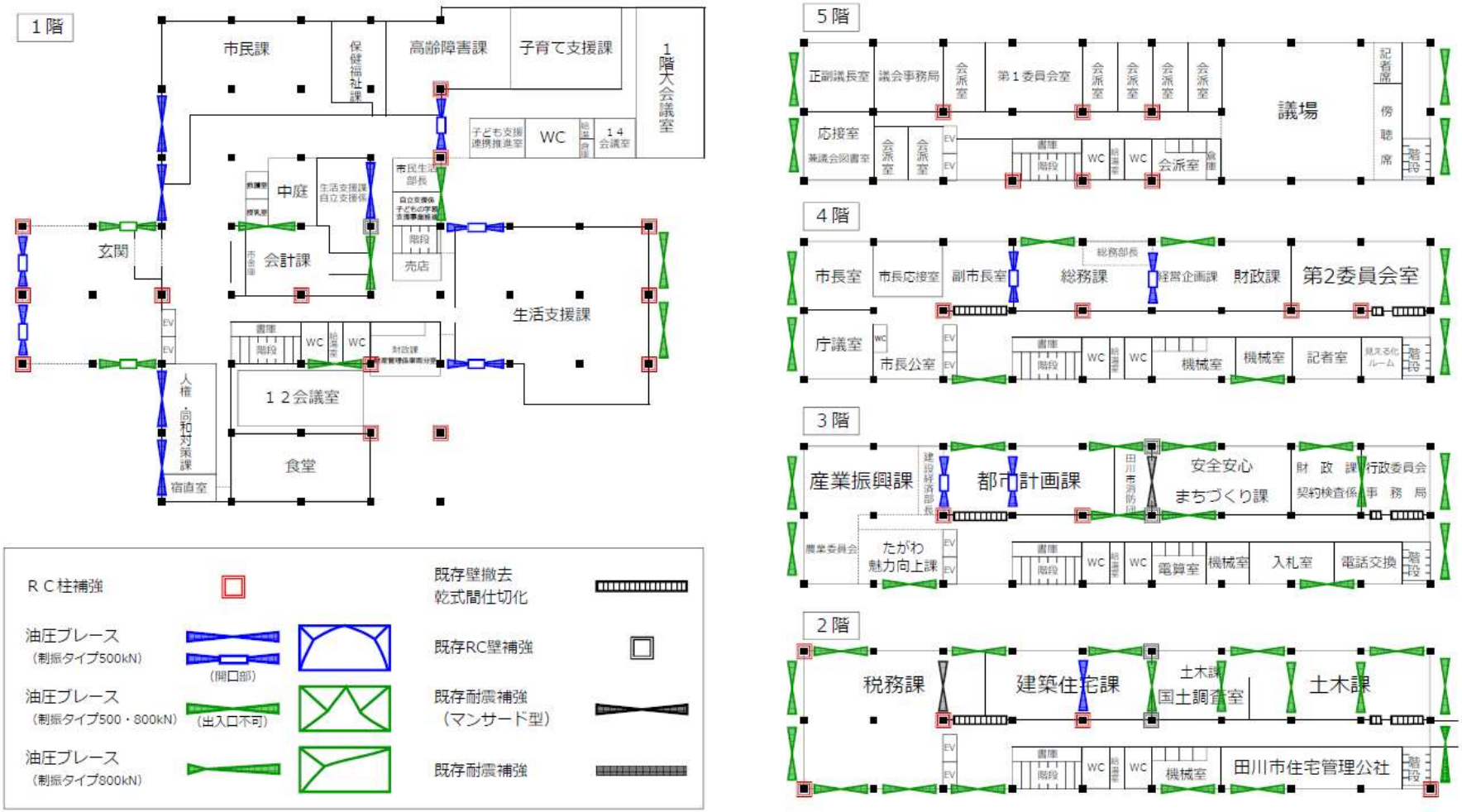

図 2-5　制振工法による補強箇所

２．新庁舎建設の整備方針の比較

現庁舎において第１章で示した通り、耐震性能の不足や老朽化に加えて、バリアフリーへの対応不足や施設の狭あい化や分散化による市民サービスの質の低下などが課題として挙げられ、庁舎としての十分な機能が確保できておりません。これらの課題への対応策としては、前述するような耐震改修等による方法と建替新築による方法が考えられますが、課題への対応の観点により、比較評価を行うと下記の表のようになります。

耐震改修等を実施しても使用期間は 10～20 年程度に限られ、60 年間のトータルコストを考慮すると新築の方が経済的です。また、耐震改修等では狭あい化、分散化、ユニバーサルデザインや DX への対応といった根本的課題は解決されないことから、新庁舎は建替新築による整備とします。

項目		耐震改修等		建替新築	
課題への対応	耐震性の不足	耐震改修等により一定の性能を確保することができる。	○	最新の設計基準や技術により、耐震性に優れた庁舎が実現可能である。	○
	老朽化	耐震改修等と合わせて大規模改修を行うことで、一定の対応は可能であるが、課題を解決できる範囲に限界がある。	△	構造躯体は、長寿命化を考慮した材料の選定と適正な品質管理により、高性能の庁舎が実現可能である。設備システムにおいても最新の省エネルギーシステムを導入できる。	○
	狭あい化	面積は増加しないため、狭あい化は解決されない。耐震改修等により、執務室内に耐震壁や鉄骨ブレース等が配置され、執務室内の狭あい化がより深刻となる。	×	市民ニーズや将来の行政サービスの役割を考慮した上で必要なスペースを確保した庁舎が実現できる。	○
	分散化	市内に行政機能は点在したままとなり、市民サービスの質の低下につながる。	×	市内に点在する行政機能を１ヵ所にまとめることができ、市民サービスの質が向上する。	○
	ユニバーサルデザイン	スペースが不足するため、根本的な解決は困難である。	△	バリアフリー、ユニバーサルデザインに対応した庁舎を実現できる。	○
	防災拠点としての機能不足	非常用発電機を整備することにより、停電時においては業務継続できるが、機械室の位置を変更するためには、大規模な改修が必要となる。	△	非常用発電機の整備や浸水リスクの少ない上階に機械室を整備することで、業務の継続が可能となる。	○
	DX への対応	スペースが不足するため、根本的な解決は困難である。	△	フリーアクセスフロアを導入することで、将来的な DX 化に向けて柔軟な対応が可能となる。	○
	環境への配慮	大規模改修により、一定水準の対応は可能であるが、根本的な解決は困難である。	△	最新の環境配慮型の庁舎の実現が可能である。	○

図 2-6　整備方針の比較